

京都市職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成29年3月24日

京都市人事委員会

委員長 彦惣 弘

人事委員会規則第4号

京都市職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

京都市職員の退職管理に関する規則の一部を次のように改正する。

第14条の表教育委員会の項第2項第2号中「園長」の右に「、小学校及び中学校の校長」を加え、「京都市教職員の給与等に関する条例（以下「教職員給与条例」という。）別表第1の2」を「京都市教職員の給与、勤務時間等に関する条例（以下「教職員条例」という。）別表第1」に、「教頭」を「副校長及び教頭の職」に改め、同項第3号を削り、同項第4号中「高等学校」の右に「及び特別支援学校」を加え、「教職員給与条例別表第1の1高等学校教育職員給料表」を「教職員条例別表第2高等学校教育職員特別支援学校教育職員給料表」に改め、同号を同項第3号とし、同項第5号中「高等学校」の右に「及び特別支援学校」を加え、同号を同項第4号とし、同項第6号を削る。

第17条第9号中「幼稚園の園長及び教頭その他教職員給与条例別表第1の2」を「教職員条例別表第1」に、「2級」を「3級」に改め、「もの」の右に「並びに幼稚園の教頭及び主任指導主事」を加え、「教諭を除く」を「教育に関する専門的事項の事務を行うものに限る」に改め、同条第10号を削り、同条第11号中「高等学校の校長及び教頭その他教職員給与条例別表第1の1高等学校教育職員給料表」を「教職員条例別表第2高等学校教育職員特別支援学校教育職員給料表」に改め、同号を同条第10号とし、同条第12号を同条第11号とする。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(京都市人事委員会事務局)